

愛知県人権尊重の社会づくり条例
(令和4年愛知県条例第3号)

解 釈 運 用 基 準

2022年4月

愛知県県民文化局人権推進課

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条 (目的)	2
第2条 (県の責務)	3
第3条 (県民の責務)	4
第4条 (事業者の責務)	5
第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等	
第1節 基本計画等	
第5条 (基本計画)	6
第6条 (相談体制の整備)	8
第2節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援	
第7条	9
第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進	
第8条 (啓発等)	10
第9条 (公の施設に関する指針)	14
第10条 (公表)	15
第11条 (審議会からの意見聴取等)	18
第12条 (審議会の調査審議の手続)	20
第13条 (適用上の注意)	22
第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進	
第14条	23
第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等	
第15条	24
第3章 愛知県人権施策推進審議会	
第16条	25
附則	27
【参考資料】	
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	29
○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	30
○部落差別の解消の推進に関する法律	32

前 文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。

本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。

しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。

こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

趣 旨

- 1 前文は、この条例の制定の趣旨、理念を定めたものです。
- 2 前文は、具体的な法規を定めたものではありませんが、各条項の解釈に当たっては、前文の趣旨に十分留意するものとします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めること等により、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もってあらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

第1 趣 旨

本条は、本条例の目的が、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することであることを定めたものです。

第2 解釈及び運用

- 1 「県、県民及び事業者の責務」に関連する条文は次のとおりです。
 - ・ 県の責務（第2条）
 - ・ 県民の責務（第3条）
 - ・ 事業者の責務（第4条）
- 2 「人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項」に関連する条文は次のとおりです。
 - ・ 基本計画（第5条）
 - ・ 相談体制の整備（第6条）
 - ・ インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援（第7条）
 - ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第8条から第13条まで）
 - ・ 部落差別の解消に向けた取組の推進（第14条）
 - ・ 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等（第15条）
- 3 「等」は、愛知県人権施策推進審議会（第16条。以下「審議会」といいます。）を指します。

(県の責務)

第2条 県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むものとする。

第1 趣旨

本条は、県は、人権施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、また、国及び市町村と連携を図りながら協力して、人権施策の推進に取り組むことを定めたものです。

第2 解釈及び運用

県では、2001年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現」を目指して、全庁を挙げて、人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。今後は、この条例の制定により、より一層人権施策を推進するとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と連携を図りながら協力して取り組んでいきます。

(県民の責務)

第3条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第1 趣 旨

本条は、県民は、家庭、地域などのあらゆる分野において、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならないことを定めたものです。

第2 解釈及び運用

- 1 本条の「県民」とは、特にその対象を限定していません。「県民」には、県内在住者に限らず、広く、県内在勤者を始め、県内在学者や、愛知県内で活動を行う者を含みます。
- 2 県民に求める取組の具体例としては、様々な学習機会を通して正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、実践していくこと等です。
- 3 人権尊重の社会づくりには、県民の協力によって、より一層の推進が図られることから、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めることや、県が実施する人権施策に協力することを求めています。なお、本条は努力義務規定であり、県民が、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなかったこと、又は県が実施する人権施策に協力しなかったことをもって、ペナルティを科すものではありません。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第1 趣旨

本条は、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する人権施策に協力するように努めなければならないことを定めたものです。

第2 解釈及び運用

- 1 本条の「事業者」とは、特にその対象を限定していません。「事業者」には、営利、非営利を問わず、県内において事業を行うものとし、企業だけではなく、町内会、自治会、NPO、NGO等を含みます。
- 2 事業者に求める取組の具体例としては、公正な採用、明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境の整備等です。
- 3 人権尊重の社会づくりには、事業者の協力によって、より一層の推進が図られることから、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めることや、県が実施する人権施策に協力することを求めています。なお、本条は努力義務規定であり、事業者が、人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めなかったこと、又は県が実施する人権施策に協力しなかったことをもって、ペナルティを科すものではありません。

第2章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等

第1節 基本計画等

(基本計画)

- 第5条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 人権施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第11条及び第12条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第1 趣 旨

本条は、県が、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を定め、これを公表することを定めたものです。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

愛知県では2001年2月に策定した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、人権施策を総合的に推進してきました。

本条例の附則第3項では、経過措置として、条例施行時には、現行の「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を、本条の規定に基づき策定された基本計画とみなすことを定めています。

2 第2項関係

基本計画には、「人権施策についての基本的な方針」及び「前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めるものとします。

3 第3項、第4項、第5項関係

- (1) 県は、基本計画を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会に対して、基本計画の策定（変更）事項に

ついて諮問し、審議会から諮問事項に対する答申を受けることとします。

- (2) 「県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる」
（第3項）とは、「県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）」
の実施を想定しています。
- (3) 県は、基本計画を策定（変更）したときは、遅滞なく、これを公表
します。

(相談体制の整備)

第6条 県は、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うものとする。

第1 趣旨

- 1 本条は、県が、人権に関する相談に的確に応ずることができるよう、人権に関する相談に対応するための窓口の設置その他必要な体制の整備を行うことを定めたものです。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」といいます。）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」といいます。）の双方に、地方公共団体の責務として「相談体制」に係る努力義務規定があります（前者は「相談体制の整備」、後者は「相談体制の充実」）。これら法律の規定を具体化するものとして、本条例に「相談体制の整備」に係る規定を設けるものです。

第2 解釈及び運用

人権に関する相談は様々であることから、それぞれの事案に応じた県の機関（愛知県女性相談センター、児童・障害者相談センターなど）に加え、新たに人権推進課に設置する相談窓口において、他の相談機関で対応していない事案（インターネット上の誹謗中傷等、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、部落差別）についても、適切に対応することとなります。また、当該相談窓口では、相談内容に応じて、一般的な情報提供や助言、専門相談窓口等を案内するなどの支援を行うこととなります。

第2節 インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援

第7条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用した情報の発信で、誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるものをいう。次号において同じ。）を未然に防止するために必要な教育、啓発その他の施策
- 二 インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策

第1 趣旨

本条は、県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援に必要な施策を講ずることを定めたものです。

第2 解釈及び運用

- 1 「表現の自由」は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられていることから、本条の適用に当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由に留意することを定めています。
- 2 第1号、第2号関係
 - (1) 「インターネット上の誹謗中傷等」の定義を、「インターネットを利用した情報の発信で、誹謗中傷、プライバシーの侵害その他の人権を侵害することとなるもの」（以下この項において「侵害情報」といいます。）とし、その未然防止に必要な教育、啓発その他の施策を講じていきます。
 - (2) 「インターネット上の誹謗中傷等による被害者の支援を図るために必要な施策」の具体例は、人権に関する相談窓口での対応等を想定しています。
 - (3) 侵害情報とまではいえないものの、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報についても、侵害情報に準じた対応をしていきます。

第3節 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(啓発等)

第8条 県は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。以下同じ。）の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずるものとする。

第1 趣旨

- 1 本条は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、その解消の必要性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な啓発その他の施策を講ずることを定めたものです。
- 2 本条は、ヘイトスピーチ解消法第7条（啓発活動等）において規定されている地方公共団体の努力義務を、条例上に明文化したものです。

第2 解釈及び運用

- 1 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について
 - (1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同義としています。

【ヘイトスピーチ解消法】

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

日常生活における言い争いや、単なる批判といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張、また、会員のみのお集まりなどについては、通常、この定義に該当しないことが多いと考えられるため、基本的に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の対象となりません。

「本邦外出身者」は、外国籍である必要はなく、その定義において、「その子孫」という文言があることから、日本生まれの在日外国人の二世や、それ以降の世代も含まれます。

法務省人権擁護局から、2016年12月27日に、ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈に関する考え方として、典型的な具体例、該当性を判断する際の留意事項が示されています（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報（その2）。以下「参考情報」といいます。）。この節において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の該当性の判断に当たっては、この参考情報の考え方も参考とするものとします。

- (2) 参考情報において、『「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」については、（中略）「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとしつつ、その典型的な具体例として、（中略）「（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること及び「（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）本邦外出身者を著しく侮辱する」ことの2つを規定したもの』と示されています。

そして、上記『2つの典型的な具体例に当たる行為のほか、これらの具体例に類するものとして後半の「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」ことに当たる行為を規定しているものと考えられよう』と示しています。

また、『個別具体の言動が、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、国及び地方公共団体が、それぞれの施策を行う場面で適切に判断する必要があると考えられる。（中略）そして、個別具体の言動が、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否か、すなわち、前記の2つの典型的な具体例や、「地域社会から排除することを煽動する」ことに該当するか否かは、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常に本条の該当性の判断に変わりがないというものではなく、個別具体の言動がどのような状況や背景の下で行われるに至ったのか、その前後の文脈を踏まえて当該言動がどのような趣旨、意味に解されるのか等の諸事情を勘案することにより、本条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が異なる

ことは当然あり得ると考えられる。したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難であるといわざるを得ない』と示しています。

法務省人権擁護局は、この「参考情報」の中で、「典型的な例と考えられるものを示すにとどめる」として、次の言動が「該当し得ると考えられる」としています。

<p>○ 「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。</p> <p>例：「〇〇人は殺せ」 「〇〇人を海に投げ入れろ」 「〇〇人の女をレイプしろ」</p>
<p>○ 「本邦外出身者を著しく侮辱する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものが該当すると解される。</p> <p>例：特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ。 差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動</p>
<p>○ 「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。</p> <p>例：「〇〇人はこの町から出ていけ」 「〇〇人は祖国へ帰れ」 「〇〇人は強制送還すべき」</p>

(3) 「不当な差別的言動」には、デモ等における発言といった一定の表現態様に限定するものではなく、プラカードに書かれた文字等も含まれます。

2 なお、ヘイトスピーチ解消法第5条（相談体制の整備）において、地方公共団体の努力義務として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談対応及びこれに関する紛争防止又は解決を図る体制の整備が規定されていますが、これは、本条例第6条にて明文化されており、本条の

「啓発その他の施策」の対象には含まれません。

3 ヘイトスピーチ解消法に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外の不当な差別的言動について

(1) ヘイトスピーチ解消法に対する附帯決議（一部抜粋）

ア 衆議院

本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、（ヘイトスピーチ解消法）第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

イ 参議院

（ヘイトスピーチ解消法）第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

(2) ヘイトスピーチ解消法第2条では、「適法に居住する」との要件が付されていますが、適法に居住しない者、すなわち、不法滞在者等に対する不当な差別的言動が許されるとするものではありません。

(3) この条例は、前文に「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており」と例示し、「こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくため」との趣旨を盛り込み、「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与すること」を目的としています。

こうした条例の趣旨、目的からも、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる不当な差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、また、これらに限らず、前文に例示した属性や状態等を理由として差別意識を助長し、又は誘発する目的で行われる不当な差別的言動は決してあってはならないものです。

(公の施設に関する指針)

第9条 知事は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めるものとする。

第1 趣旨

本条は、県が設置する公の施設において本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するための指針を定めることの根拠となる規定を設けたものです。

第2 解釈及び運用

1 愛知県では、ヘイトスピーチ解消法の施行を受けて、2016年に、公の施設の利用許可・不許可の基準の中に、不許可の基準として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき」を明記し、公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合には、施設の利用を許可しない取扱い方針としております。

本条例に基づく「指針」は、本条の施行日（2022年10月1日）にあわせて策定し、施行日以降は、各施設管理者は、この「指針」を参考に、愛知県条例等の規定に基づく利用許可申請等の際に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるか否かの判断を各施設管理者の責任において行うこととします。

2 「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設のうち愛知県条例で設置されたものを指し、その施設管理者は必ずしも県である必要はなく、指定管理者制度を導入した施設も含まれます。

(公表)

第10条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する県民及び事業者の認識を深めることによりその解消を図るため、表現活動（県の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所における行進、示威運動その他の手段による表現行為をいう。以下同じ。）で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の概要を公表するものとする。ただし、公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないように留意しなければならない。

第1 趣 旨

本条は、知事は、表現活動で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、その概要を公表することについて定めたものです。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

(1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されません。一方で、日本国憲法の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう慎重な対応が求められます。そのため、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動について、本条では、対象を直接規制する方法をとらずに、知事が、啓発を目的に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動の概要を事後的に公表することを定めています。

なお、本条の施行日（2022年10月1日）前に行われた表現活動においては、本条の適用の対象となりませんが、同日以降も継続して行われている場合には、同日以降の表現活動について、本条の適用の対象となります。

(2) 「公共の場所」とは、現実に一般に開放されており、不特定かつ多数の人が自由に出入りし利用できる場所を意味しています。その場所が屋外又は屋内であるか、その場所の所有権及び管理権が私人に属するか、国その他の公共団体に属するか否か、また、使用等が有償か無償かを問いません。

本項では、「道路」、「公園」及び「広場」を例示しており、基本的に、これら屋外の場所を想定しています。ただし、屋内であっても屋根のある公共通路など、本号で例示したものと性質が類似する場所（人が往来し、又は集うための場所）であれば該当します。

また、会館などの施設について、不特定かつ多数の人による自由な出入りが認められている状況であれば、「公共の場所」に該当します。一方で、貸切等によってそれが制限されている状況であれば該当しません。

このように、同じ場所であっても、その時々利用形態に応じて「公共の場所」に該当するか否かが異なるため、個別具体の事案に応じて判断が行われます。

- (3) 表現活動の手段には、「行進」及び「示威運動」を例示しており、基本的に、これらの手段によるものを想定していますが、これら以外の手段であっても他者に対して表現を行う行為であれば「その他の手段」に該当します。

「その他の手段」の具体的な例としては、不特定かつ多数の人が自由に出入りすることができる場所での掲示や展示などが想定されます。

- (4) 本条の「公表」は、知事が、表現活動で本邦外出身者に対する不当な差別的言動であるものが行われたと認めるときは、その概要を公表することで、どのような表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを、広く県民に周知することにより、その解消に繋げることを目的としています。

- (5) 当該表現活動については、第16条に規定する審議会の意見を聴いて、表現活動の概要の公表を行います。なお、表現行為を行った者（団体）の氏名又は団体の名称、住所等の公表は想定しておりません。

「公表」は、愛知県のホームページなどを活用して行います。

- (6) 「公表することにより本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるとき」とは、公表をすることにより、かえって、当該表現活動を行った者の宣伝やアピール等の効果につながってしまうときや、不当な差別的言動の対象となった方々に二次被害を及ぼすおそれがある場合などを想定しています。

2 第2項関係

本条の「公表」は、広く県民に周知することにより、差別の解消に繋げることを目的としています。表現活動をありのままに公表すると、その内容を知った人に誤った認識を与え、差別の拡散につながるおそれがあり、

かえって、表現活動を行った者の意図・目的に沿う事態になることも想定されます。

そのため、公表に当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう、表現内容については概要のみの公表とする等の留意が必要になります。

(審議会からの意見聴取等)

第 11 条 知事は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われた旨の申出があったとき又は行われたおそれがあると認めるときは、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき又は当該申出に係る表現行為が本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか。

二 前号の表現活動が行われたと認められる場合にあっては、前条第 1 項ただし書に規定するときに該当するかどうか。

三 前条第 1 項ただし書に規定するときに該当しないと認められる場合にあっては、同項の規定による公表の内容

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないこととしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について知事に意見を述べることができる。

第 1 趣 旨

本条は、知事が、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められる表現活動について公表するに当たって、第 16 条に規定する審議会の意見を聴かなければならないことなどを定めたものです。

第 2 解釈及び運用

1 第 1 項関係

(1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する表現活動は、第 10 条第 1 項の「公表」に繋がるため、該当するかどうかの判断は、日本国憲法の保障する自由と権利、特に表現の自由を不当に侵害しないよう留意するとともに、恣意的な運用とならないようにする必要があります。

そのため、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか（第 1 号）、行われたと認められる場合にあっては、第 10 条ただし書に規定する公表しないことができる場合に該当するかどうか（第 2 号）、公表しないことができる場合に該当しないと認められる場合にあっては、公表の内容について（第 3 号）、知事は、第三者機関である審議会の意見を聴いたうえで、慎重に判断することとしています。

(2) 「申出」は、表現行為の対象とされた者からの申出に限定するもので

はなく、また、県民であるか否かも問いません。

「申出」は、知事が公表の対象となり得る事案を把握するためのものであり、法律的に申出をする者に何らかの権利を設定し、知事に、申出に対する応答義務を課すものではありません。

- (3) 「申出」の内容は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われたかどうかの判断を行うに当たっての端緒となることから、表現行為が行われた時期（いつ）、場所（どこで）、内容（どのような表現行為か）及びこれらの事実を証するもの等を、文書等により提出を受けることとします。
- (4) 「申出」に係る関係書類等の記載に不備があったり不明瞭等の理由により、当該申出に係る表現行為が行われたことその他当該申出に係る表現行為の内容が明らかでないとき、又は、その申出の内容から、本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動に該当しないことが明らかな場合には、審議会での審議が事実上できない又は表現の自由等を不当に侵害するおそれが少ないことから、審議会の意見を聴くことなく判断できることとしています。

2 第2項関係

- (1) 前項ただし書により、審議会に意見を聴くことなく当該表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないとの判断を行った場合でも、その判断が恣意的な運用とならないよう、知事は、審議会に報告することとしています。
- (2) 知事から報告を受けた審議会は、その報告内容を確認のうえ、恣意的な運用となっていないか確認を行い、必要があれば、知事に対し意見を述べるができることとしています。

(審議会の調査審議の手続)

第12条 審議会は、知事又は前条第一項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出をした者に意見書又は資料の提出を求め、**相当と認める者にその知っている事実を述べさせること**その他必要な調査をすることができる。

2 審議会は、前項の表現行為を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査をさせることができる。

第1 趣 旨

本条は、知事からの諮問を受けた審議会が、第三者機関として、公正・公平かつ的確な判断を行うことができるようにするため、審議会が調査審議を進める上で、必要な調査権限を定めるなど、審議会の調査審議手続について定めたものです。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

(1) 審議会において、十分な調査審議が行われるようにするため、次に掲げる事項について、必要な調査権限を審議会に付与しています。

ア 知事に対する意見書又は資料の提出要求

イ 前条第1項の規定により調査審議の対象となっている表現行為に係る同項の申出を行った者に対する意見書又は資料の提出要求

ウ 相当と認める者に対する事情聴取

エ その他必要な調査

(2) 「相当と認める者」とは、審議会の調査審議の対象となっている表現行為における次の者のことをいいます。

ア 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の対象とされた者

イ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動を現認した者

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われた公共の場所の管理者

2 第2項関係

(1) 審議会において、客観的で公正・公平な調査審議ができるよう、表現行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与える権限を審議会に付与しています。

当該機会を与えるか否かは、審議会の判断に委ねられ、また、表現行為を行った者に、意見を述べる義務を課すものではありません。意見を

述べる場合は、客観的な記録となるよう、書面の提出により行うことと
しています。

- (2) 「相当の期間」とは、書面により意見を述べるのに、社会通念上、必要とされる期間をいい、個別具体の事案により、審議会が判断することになります。

3 第3項関係

審議会が、事案の実情に即した効率的な調査審議を実施するため、その指名する委員に審議会が行う調査審議手続の一部を行わせることができる旨を定めたものです。

緊急に調査審議を実施する必要がある場合など、少人数の委員により対応する方が審議会全体の効率性・効果性の観点から有効と考えられる場合を考慮し、審議会の指名する委員に調査を行わせることができると定めたものです。

(適用上の注意)

第 13 条 この節の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 1 趣 旨

本条は、第 3 節（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進）の適用に当たって、「表現の自由」などを不当に侵害しないように留意することを定めたものです。

第 2 解釈及び運用

- 1 日本国憲法が保障する表現の自由は、非常に重要なものである一方、表現活動が他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、表現の自由の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、表現の自由を制約する立法については、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要になります。
- 2 本条例では、表現活動について、直接的な規制を設けることはせず、第 10 条の「公表」にとどめ、当該措置についても啓発目的で行うこととしています。
- 3 また、第 11 条（審議会からの意見聴取等）では、知事が、第 10 条の「公表」の判断をするに当たっては、第三者機関である審議会の意見を聴くこととし、恣意的な運用とならないよう慎重に判断する仕組みを設けています。
- 4 本条例の第 3 節については、表現の自由に留意した規定としていますが、表現の自由は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つとして位置付けられることから、第 3 節の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないことを明文化し、慎重な運用を期すこととしています。
- 5 知事による第 10 条の「公表」に際しては、「公表」に必要な要件を満たしているかどうかだけでなく、本条違反になっていないかについて、慎重に検討しなければならないとしています。

第4節 部落差別の解消に向けた取組の推進

第14条 県は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講ずるものとする。

第1 趣 旨

- 1 本条は、情報化の進展により部落差別に関する状況に変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に向けた取組の推進について定めたものです。
- 2 本条は、部落差別解消推進法第5条（教育及び啓発）に規定されている地方公共団体の努力義務を、条例上に明文化するものです。

第2 解釈及び運用

- 1 本条に基づき、県は、部落差別の解消に向けて、国及び市町村と連携を図りながら協力して、地域の実情に応じ、部落差別に関する問題についての県民及び事業者の正しい理解を深めるために必要な教育及び啓発その他の施策を講じていきます。
- 2 部落差別解消推進法第4条では、地方公共団体の努力義務として「相談体制の充実」が規定されていますが、これは、本条例第6条「相談体制の整備」で対応するため、本条の対象ではありません。

第5節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

第15条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。

2 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第1 趣旨

本条は、性的指向及び性自認について定義し、性のあり方に関わらず、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等について定めたものです。

第2 解釈及び運用

本条に基づき、県は、性的指向及び性自認の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講じ、及び県が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めていきます。

第3章 愛知県人権施策推進審議会

- 第16条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、委員12人以内で組織する。
 - 4 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第1 趣旨

本条は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関である「愛知県人権施策推進審議会」について定めたものです。

第2 解釈及び運用

1 第1項関係

本項は、審議会の設置根拠となるものです。知事は、第5条の基本計画を策定（変更）しようとするとき、及び第10条第1項で定める本邦外出身者に対する不当な差別的言動である表現活動が行われたかどうか、行われたと認められる場合にあっては、第10条ただし書に規定する公表しないことができる場合に該当するかどうか、公表しないことができる場合に該当しないと認められる場合にあっては、公表の内容について、審議会の意見を聴かなければなりません。また、知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項について、調査審議します。

2 第2項関係

本項は、審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べる旨定めています。

3 第3項、第4項、第5項、第6項関係

- (1) 審議会の委員数の上限を12人以内と定め、審議会の委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命し、委員の任期は2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）、また、再任されることができると定めてい

ます。

- (2) 「学識経験のある者」とは、学術機関の研究者、実務経験のある弁護士等をいいます。

4 第7項関係

本項の規定に基づき、「愛知県人権施策推進審議会規則」を定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条から第12条までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に行われた表現行為について適用する。
- 3 この条例の施行の際現に県が人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定している人権施策に関する基本的な計画（人権教育・啓発に関する愛知県行動計画）は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和28年愛知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の一号を加える。

- 21 愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第12条第1項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者

第1 趣 旨

附則は、この条例の施行期日、施行に当たっての経過措置等について定めたものです。

第2 解釈及び運用

1 附則第1項関係

- (1) この条例は、原則、2022年4月1日から施行することを規定しています。ただし、第9条から第12条まで、次項及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行することを規定しています。
- (2) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」中「公の施設に関する指針」の規定や「公表」関係の規定については、県民等への周知を図る期間を確保するため、2022年10月1日から施行することとしています。

2 附則第2項関係

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」中「公表」関係の規定は、2022年10月1日以降に行われた表現行為について適用することを規定しています。

3 附則第3項関係

この条例の施行の際現に県が策定している「人権教育・啓発に関する愛

知県行動計画」は、第5条第1項の規定により定められた基本計画とみなすことを規定しています。

4 附則第4項関係

出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和28年愛知県条例第4号）第1条に、第21号として「愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第12条第1項の規定により審議会が適当と認めて出頭を求めた者」を加えることを規定しています。

【参考資料】

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日（2000年12月6日）から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日（2016年6月3日）から施行する。
（不当な差別的言動に係る取組についての検討）
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

○部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得

て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日（2016年12月16日）から施行する。